

中世後期の分郡知行制に関する一考察

―伊予及び安芸の事例を中心として―

川 岡 勉
(日本史学研究室)

はじめに

近年、日本中世史研究において、地域という視座から中世社会を捉え直そうとする議論が大いに注目をあびている。それはとりわけ中世国家を相対化して捉える視点を提示し、中世国家と地域社会との間に横たわる緊張関係をうかがいあがらせつつあるという点で、これまでにみられなかったものといえよう⁽¹⁾。

本稿で扱う中世後期社会は、権門体制という中世国家の大枠をなお存続させながらも、地域的な権力秩序の形成が多様な形で進行しつつある時代と捉えられるように思われる。しかし地域的権力秩序の形成をどのように把握すべきかは、未だ確固とした視角を提示しえていない研究状況にある。たしかに近年格段にその実証度を高めた中世後期の守護制度研究は、守護権力による国郡支配の機構を全国的にかなり明らかにしてきた⁽²⁾。けれども国郡制及びその主要な担い手である守護の制度が、地域社会の自立化動向とどう関連づけて論じられるべきかという点には、十分応えるものとなっていないのである。

しかも中世社会において、地域社会の範囲をどう設定すべきかは自明のことではない。例えば本稿でとりあげる伊予国の場合でも、地域社会の範囲を伊予国とか久米郡とかいった国郡制の枠組みとどう関連づけて論ずべきであろうか。それは伊予中世史において地域社会論・地域的権力構造論をいかに組みたてていくかという課題とかわわっている。現在においても、一方で瀬戸内海地域が論ぜられ、他方で東予・中予・南予という三地域に分けてそれぞれの個性が語られている状況からすれば、少なくとも伊予国という範囲をア・プリオリに一つの地域と捉えるような見方に対しては慎重でなければならぬであろう。以上のことを念頭に置きながら、本稿では中世後期にみられる分郡知行制の実態及び意義を検討する。佐藤進一・小川信・今谷明氏らによつて分郡守護制と規定されその実証研究が進められた結果⁽³⁾、今日では三〇カ国五六郡において守護職の地域分割が確認しうるといわれる⁽⁴⁾。そしてこれほど多くの地域で見出される分郡支配の性格について、これを専ら守護の勢力均衡を狙う幕府が行った巧妙な統治策と捉える見方が一般的である。本稿では、このような政策的・制度的な分郡

知行制理解に一定の疑問を提示しつつ、中世後期における地域的権力秩序形成のあり方を考えていくことにしたい。

一、伊予国における分郡知行制

『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』の第二編第三章第二節「守護と国人」を執筆した石野弥栄氏は、室町期伊予の支配体制を次のように捉えている。守護河野氏は形式的には伊予国全体を支配する国持大名であったが、実質的には中央部の一〇郡を管轄するにすぎなかった。残りの東予二郡（新居・宇摩）、南予二郡（喜多・宇和）では、一国守護職を郡単位に分割した分郡守護が置かれており、一国守護河野氏と分郡守護細川・宇都宮・西園寺氏の四氏併立状況こそ室町期における幕府の支配体制であったのであると。

このような理解は、近年、全国の分郡守護の事例を精力的に検出・分析した今谷明氏においてもみられるところであり、新居郡・宇摩郡の守護人が細川氏、宇和郡が西園寺氏、喜多郡が宇都宮氏とされている⁵⁾。しかし細川・宇都宮・西園寺の三氏は、極めて多様な存在形態を示しており、すべて分郡守護と一括して捉えてよいであろうか。一国守護河野氏も含めそれぞれの分郡知行の実態について、いま一度検討を加えておきたい。

〈河野氏〉

河野氏の伊予国支配については、伊予国中世史の中心的テーマとして多くの研究が積み重ねられてきた。中世後期の河野氏は、中世前期以来の伝統的な力を背景にして、足利政権成立時の伊予国守護として位置づけられることになる。南北朝の内乱期には守護職保持者はいくたびか変動をみせているが、南北朝末期の康暦年間以来、伊予国守護

は河野氏に固定化するようになった。室町幕府―守護体制による伊予国支配は、河野氏を軸に展開していく体制が完成したのである。

ここで確認しておくべき必要があるのは、河野氏が掌握したのは分郡守護職ではなくあくまで伊予国全体の一国守護職であったということ、そしてにもかかわらずその実質的な権能行使範囲が伊予国全域に及びえなかったという事実である。例えば守護職の本来の部分に属する軍事動員権についていえば、次のような史料が残されている。

伊予国^{以東}軍勢等事、不日令発向伯州、可合力山名右馬頭之由、嚴密可相觸之状如件、

明德四年四月十一日 （在判）

河野伊与守とのへ （通巻）

「除西条以东」という語があえて注記されるのは単なる偶然ではなく、河野氏の軍事動員権が新居郡西条以东には及ばなかったからであろう。このような守護職権の行使範囲の地域的限定は、これより以前には確認することができない。

新田義貞已下凶徒等誅伐事、依被下院宣、可発向東坂本之由、雖觸仰之、早相催一族并伊豫国地頭御家人等、不廻時剋、経鞍馬口、可致軍忠之状如件、

建武三年六月十四日 （在判）

河野对馬入道とのへ （通巻）

伊豫国地頭御家人并本所領預所沙汰人名主等事、随守護催促、可致忠節之旨、可相觸之状如件、

康暦二年八月六日 （在判）

河野亀王殿 （通巻）

この二つの史料からは、足利政権成立時の建武年間に守護河野氏は「一族并伊豫国地頭御家人等」の軍勢催促を命じられていたのが、南北朝末期の康暦二（一三八〇）年になると、河野氏の催促対象は伊予国地頭御家人のみならず「本所領預所沙汰人名主等」にまで拡大されていたことがよみとれる。しかしいづれにしても、建武年間以来康暦二年に至るまで、河野氏による軍勢催促は伊予国全域を対象としており、地域的限定はみられない。

とすれば、新居郡西条以东について軍事動員権が河野氏の手から離れるのは、康暦二（一三八〇）年から明徳四（一三九三）年までの間ということになる。そしてこれはすなわち、次に述べる通り、宇摩郡・新居郡において、細川氏による分郡支配が開始されたことによるものと考えられる。これに対して、それ以外の地域については、「除西条以东」といった除外規定がみられない以上、守護河野氏による軍事動員権が適用されるというたて前になっていたと判断されよう。宇都宮氏がいた喜多郡、西園寺氏の宇和郡も例外ではなかったのである。河野氏による軍勢催促のあり方からみて、細川氏の宇摩・新居郡支配と宇都宮・西園寺両氏の支配権との間に質的な差異が存在したことが予想されてくるのである。

〈細川氏〉

細川氏が宇摩・新居両郡を支配領域としたのは永徳元（一三八一）年と考えることができる。『予陽河野家譜』には、このとき河野氏と細川氏との和談が成立し、両郡が細川家に遣わされたたとされている。

細川氏の両郡支配は幕府から正式に認められたものであり、応永六（一三九九）年に新居西条地頭職を、翌七年には散在徳重新大嶋をそれぞれ遵行すべき旨の幕府文書が細川満元に宛てて出されている。細

川氏の権限が守護の権限と類似のものであることが確認できよう。

『満濟准后日記』の永享三（一四三二）年九月二十八日条には、細川下野守持春の支配していた伊予国宇摩郡内の国人が「暇申」さず逃げ下ったため、持春は自ら下向して彼等を退治しようとしたことが記されている。¹¹⁾

自細川右京大夫方、以安富筑後守申、細川下野守伊與国知行郡内国人兩人不及暇申逃下了、仍為退治御暇事、以赤松播磨守申處、不可有相違由被仰出云々、仍自愚身方、以舍弟右馬助申入様、伊與国事ハ不相似近国事候、雖不可有殊儀候、彼等何様ニか支度仕覽不存知處、下野楚忽下向不可然存候、先讚岐辺者ヲモ申付指遣、可加退治條可有何子細哉、萬一其儀猶不可叶事者、其時ハ下野モ御暇申入、可罷下候歟由申入處、仰旨不罷下者不可事行歟、兩様可有御尋云々、ここで細川右京大夫持之が「讚岐辺者」を動員してどうかと述べていることが注目される。持之は細川氏の宗家であり、讚岐国守護でもあった。しかし細川持春は持之の意見をふりきって、自ら宇摩郡下向にふみきることにしたようである。このとき伊予国内のことでありながら、伊予国守護による軍事動員は何ら問題とされていない。これは守護河野氏の軍事動員権が「除西条以东」と記されていたこととも符合し、細川氏の両郡支配が伊予国守護のいかなる権限にも頼るものではなかったことがわかる。

このような細川氏の権限は、この記事中には「伊與国知行郡」とのみ表わされている。郡の知行権と捉えられているのである。こういう表現は、河野氏の支配下にあった周敷郡においても確認することができる。

周敷郡北条郷多賀谷一族数年忠節者共也、彼郡御知行之事ニ候間、

失居所之由、詫言仕候、重代之屋敷所之事ニ候、以御憐愍安堵仕候ハ、於愚身併可為御扶助候、但国役等之儀者、堅固申付可令勤仕候、聊無沙汰不可有之候、恐々謹言、

十一月廿日

細川右京大夫

頼元 在判

謹上 河野亀丸殿⁽¹²⁾

この史料で河野氏は「彼郡(周敷郡)御知行」の主体とされていることがわかる。周敷郡内の多賀谷一族は細川氏に属していたため、細川氏の勢力が当郡から退けられてその居所を失い、その回復が細川氏を通じて「郡知行」の主体たる河野氏に請願されたものである。河野氏の郡知行権とは、それが多賀谷一族の私領に対する安堵権を含むものであることからして、当然守護としての権限を指すものと考えられる。河野氏は、宇摩・新居両郡知行権を細川氏に分与することによって、それ以外の地域について郡知行権を確保し、伊予国守護としての地位を安定化させることに成功したのである。以上のことからして、ここにみえる郡知行権は一國守護の権限を郡単位に分割したものと判断することができる。

このようにして成立した細川氏の郡知行権は、將軍家御判御教書をもつて再三再四安堵をうけている。

(足利義満)
鹿苑院殿

御判 校正

備中国武蔵入道常久知行分關所等、讃岐国子松庄、同金武名^{中首領}、同

国高篠郷壹分地頭職、同公文職、伊豫国新居郡并西条庄嶋山郷事、

細河九郎頼重領掌不可有相違之状如件、

応永十二年十月廿九日

備中国浅口郡、同關所分、同国矢田郷、伊豫国宇麻郡、同關所分、撰津国小林上下庄等事、細河右馬頭入道常輔⁽¹³⁾可領知之状如件、

応永十四年十二月九日

新居郡についても宇摩郡についても、細川氏の郡知行権は庄・郷・關所地、あるいは地頭職・公文職などと同列に並べて捉えられている。知行の客体として所々・所職と同質化しつつあったといえよう。

〈宇都宮氏〉

守護河野氏の一國軍事動員権には「除西条以東」という限定がつけられていたのに対して、宇都宮氏や西園寺氏の支配する南予地域についてはこうした除外規定は認められなかった。そうであるならば、東予二郡の細川氏と南予の宇都宮・西園寺氏をすべて「分郡守護」としてくくってしまうことには問題がありはしないだろうか。

『愛媛県史』が宇都宮氏を喜多郡守護と把握する根拠は、観応三(一三五二)年、西禅寺文書の宇都宮貞泰置文中にみえる次の条文である。

一於當寺甲乙人等致乱入狼藉、并於寺敷殺生切取竹木事、堅所禁断也、若於違犯之輩者、不日可處重科也、⁽¹⁴⁾
於罪科之輕重者、當郡檢断可致沙汰也。

末尾にみえる「於罪科之輕重者、當郡檢断可致沙汰也」という文言をもって、一國の檢断権をもつ守護の権限が郡単位に分割されており、宇都宮氏が喜多郡内の檢断権を握っていたものと理解されているのである。しかしこの置文が定められた翌々年には、次のような史料が存在している。

宇都宮遠江入道蓮智中、堺右衛門太郎入道、同孫四郎、重松弥八、⁽¹⁵⁾
太田庄司、仙波又太郎^{已下}、凶徒并直冬家人石堂左衛門藏人、新開左衛門尉等押入伊与国喜多郡、構城墾之間、相催國中勢、可退治之旨、

所被仰守護人也、早二宮修理亮相共誅伐彼凶徒等、可沙汰付下地於
蓮智之状如件

文和三年二月二日

(是朝氏)
(花押)

河野六郎殿^(通朝)⁽¹⁶⁾

宇都宮氏から堺右衛門太郎入道以下の喜多郡侵入の報告をうけた幕府は、守護人に国中の軍勢を相催してこれを退治すべき命を發している。当時伊予国守護は河野通盛であった。尊氏は通盛の子六郎通朝にこの御判御教書を送って、二宮修理亮と共に凶徒を誅伐させ、宇都宮氏による下地支配を回復しようとしたのである。ここからは、宇都宮氏の下地支配は幕府―守護の軍事力に依拠していた様子がうかがえよう。細川氏の郡知行が伊予国守護と無関係に展開していたのとは大きな違いである。宇都宮氏の権限を分郡守護権と把握するのは困難である。

それでは先の置文にみられた宇都宮氏の当郡検断権はどのように評価されるべきであろうか。中世社会において、検断権を行使しえたのはなにも守護ばかりではない。とくに南北朝期においては、幕府・守護・地頭といった武家勢力のみならず、寺社本所、さらには「惣莊一揆」など多様な階層による検断権行使がみられた。宇都宮氏による当郡検断権の掌握は、守護権限の分割を直ちに意味するものとはいえないであろう。

宇都宮氏と喜多郡とのかかわりについてまず考えてみなければならぬのは、宇都宮氏が中世前期に喜多郡地頭であったという事実である。鎌倉時代の宇都宮氏は、伊予国守護として国内に勢力を伸ばしたが、とくに喜多郡が一つの拠点であったと考えられる。宇都宮氏が喜多郡地頭職を掌握したのがいつかははっきり定めたいが、『予章記』では正治二(一一二〇)年に誅伐された梶原景時に代って当郡を拝領

したと伝える。鎌倉末期の元弘三(一一三三)年には、「喜多郡地頭宇都宮遠江守」貞泰が根来山城を構えて土居・得能氏らと戦っている⁽¹⁸⁾。

『愛媛県史』は、郡地頭の系譜をひく宇都宮氏が南北朝期にあらためて当郡守護として認定されたものとみなしているが、その形跡はない。むしろ前述したように宇都宮氏の権限を分郡守護権と把握するのは困難であった。元弘三年に「喜多郡地頭」と称された宇都宮貞泰が、二十年足らず後の観応三年に当郡検断権を主張しているのであるから、その権限は本来的に郡地頭職に付随していたものとみるべきではないだろうか。足利政権の成立も、宇都宮氏に代わる新しい伊予国守護の体制も、喜多郡における宇都宮氏の伝統的支配権を崩すものではなかったのである。宇都宮氏による喜多郡検断権の掌握を、中世前期の郡地頭制の延長線上に捉えておきたい。

〈西園寺氏〉

守護河野氏による一国軍事動員権の行使対象範囲からみて、西園寺氏の場合も宇都宮氏と同様、分郡守護と捉えることは疑問視されよう。西園寺氏が宇和郡守護として権限を行使した事例は全く認められない。西園寺氏を分郡守護と捉える説は何を根拠にしているのだろうか。西園寺氏と宇和郡とのかかわりについては、章をあらためて述べてみることにしたい。

二、西園寺氏の宇和郡知行

西園寺家は、藤原北家閑院流に属する清華の家柄であり、中世前期には幕府と密接なかわりを持ちながら国政に大きな発言力をふるった。伊予国宇和荘が西園寺家の荘園となつたのは鎌倉時代初期のことと考えられており、それ以後宇和郡には西園寺家の勢力がうえつけら

れていくことになる。南北朝期、西園寺家の一族が宇和荘に下向して土着したと伝えられているのが伊予西園寺氏であり、戦国期に至るまで宇和郡地域の支配を維持していくのである。

西園寺氏の宇和郡支配の性格をめぐって、戦国期には次のような議論がある。

戦国大名制を全国的に概観した奥野高広氏は伊予国の事例にも言及して、河野氏が守護から戦国大名へと脱皮できたのに対し、宇都宮・西園寺両氏は国人の系列にとどまったことを指摘している。²⁰氏は一國か半國をほぼ確保していた封建権力者を戦国大名と捉え、国人・土豪・有力農民層の家臣団への組織化、軍役・諸役負担関係を伴う知行制の確立、領国支配の法的独立性を確立する分国法の制定などいくつかの特質を挙げているが、戦国大名を国人と決定的に区別すべき理由は必ずしも明確ではないように思われる。

近藤孝純氏は奥野氏の説を批判して、室町期に伊予国守西園寺氏が在庁官人層や宇和郡の軍事力を背景に守護的大名へと転身していたことを述べる。²¹そして戦国期になると宇和郡内国人層の統率者として戦国大名への途を歩み、河野氏と共に伊予を二分するかの如き勢力を築いたというのである。近藤氏の所説は奥野説の戦国大名及び国人概念の曖昧さを衝いたものであるが、近藤説もまたこの点を明確にしえないままの反論にすぎない。

『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』の第二編第四章第四節「河野氏の滅亡」では、宇都宮・西園寺両氏が基本的には国人でありながら、単なる国人というだけでは捉えられない側面もあるとされている。西園寺氏は宇和郡内国人層の盟主的存在として、小規模な戦国大名の性格をも有していたことが指摘されるのである。いわば奥野説と近藤説の折衷的見解といえよう。

一体このような議論が展開するのは、戦国大名とは何かということ自体必ずしも明確にしている研究状況によるものといわざるをえない。この点は、そもそも戦国大名という概念が戦国期の権力構造をつかまえる上で果たして有効であるかということもかかわってこよう。それをばつきりさせることをぬきにした戦国大名か国人かという議論のたて方は、今日、生産的なものとは思われない。

それはさておき、戦国期の西園寺氏をどう捉えるかということは、その前段階である室町期の西園寺氏把握と密接にかかわる問題である。前述の近藤孝純氏の理解では、室町期の西園寺氏は守護的大名と捉えられていたが、その意味するところは明確なものではなかった。これに対して近年うかがいがつているのが、西園寺氏を分郡守護と捉える見解である。石野弥栄氏は、『満濟准后日記』にみえる「伊予国羽和郡知行西園寺方」という記述や、『宇和旧記』に「西園寺家当郡主として子孫繁昌せり」と記されることをもって分郡守護の徴証とみなしている。²²

西園寺氏の「羽和郡知行」という記述をどう解釈すべきであろうか。前章でみたように、細川氏の宇摩郡への支配権は「知行郡」と表現されていたし、守護河野氏の周敷郡支配は「郡知行」と呼称されていた。その場合、「郡知行」とは郡内における守護権行使の権限を指すものと考えてよい。けれども当然のことながら、「知行」という語は郡についてのみ用いられるものではない。前述の細川氏の場合、郡知行権は庄・郷・闕所地や地頭職・公文職などと同列に並べて捉えられた上で、将軍家からの安堵をうけていた。中世後期においては、守護職を含むすべての所職、すべての土地支配権が次第に同質化しつつあり、すべて「知行」として捉えられていく傾向にあったのである。

このように考えると、中世の「知行」という語は多様な権限内容を

一括してさし示すものであり、その権限内容を一義的に確定しえないことがわかる。「郡知行」という記述が見出されるからといって、直ちに郡レベルの守護権行使の権限を意味するとは必ずしも限らないのである。

例えば『吾妻鏡』嘉禎二(一二三六)年二月二十二日条には、中世前期において「宇和郡」の「知行」権が争われていたことを示す記事が載せられている。

伊予国宇和郡吉又、止薩摩守公業法師領掌、所被付于常盤井入道太政大臣家之領也、是年来彼禪閣雖被申之、公業先祖代々知行、就中遠江掾遠保承勅定、討取當国賊徒純友以来、居住當郡、令相伝子孫年久、無咎而不可被召放之由、頻以愁歎、御沙汰太難顯是非、

記事中に見える「薩摩守公業法師」とは当郡に大きな勢力を築いていた橘公業であり、「伊予国宇和郡」は公業先祖が「代々知行」してきたと主張している。しかしこのとき当郡は「常盤井入道太政大臣家之領」、すなわち西園寺家の所領にくみこまれつつあったのであり、公業は咎なく召放されることを忌避すべく愁訴しているのである。

ここにみられる郡知行権とは、嘉禎四年の橘公業護状案よりみて「宇和郡地頭職」であることを確認することができる。宇和郡地頭職は橘氏が源頼朝より賜ったものであったが、嘉禎二年に西園寺氏の手に入り、以後は西園寺氏に相伝されていた。なお最近石野弥栄氏は、西園寺氏が橘氏に代って宇和郡地頭職に補任されたとする通説を否定して、これは橘氏の宇和郡地頭職の停止を意味するものであったと捉えている。²⁴ かりにそうであったとしても、それは郡地頭職の権限が知行国主西園寺氏の手に吸収・掌握されたことを意味するから、西園寺氏による宇和郡内国衙領の支配は一層強大化・一元化したことになるであろう。

以上のように、中世前期の西園寺氏は宇和郡地頭職を吸収・掌握していたのであり、その宇和郡地頭職は宇和郡の「知行」権と称されていたのであった。中世後期の西園寺氏による「羽和郡知行」もまた、その延長線上に捉えられるものであったのではないだろうか。ちょうど宇都宮氏が喜多郡地頭職を基礎にして喜多郡検断権を掌握していたと考えられるのと同様に、西園寺氏の宇和郡知行権の前提には中世前期における宇和郡地頭職の掌握が想定されるのである。

伊予国は他国に比して異例なほど国衙領の面積が大きかったことが田中稔氏によって指摘されており、その理由としては都からの距離の隔たり、国衙権力の強大さなどが挙げられている。²⁵ このような事情を背景にして、中世前期には越智郡・久米郡・喜多郡・宇和郡など多くの郡に郡地頭が存在していたのである。『吾妻鏡』建保六(一二一八)年二月廿四日条には「新補地頭八人進発伊与国、每郡被補之云々」とあり、伊予国内八郡で郡地頭が補任されたことが知られる。とくに南予地域では東中予に比べても荘園の集中度は低く、国衙領を支配する郡地頭の力は大きなものがあつたと推測される。

このように考えてくると、中世後期の伊予国で守護河野氏に対し独立性を保持した宇都宮・西園寺両氏が、ともに中世前期には郡地頭職を掌握あるいは吸収していたという事実は決して偶然ではあるまい。守護河野氏の勢力が南予にまで及びにくいという地理的事情もさることながら、なによりも両氏が中世前期以来の伝統的支配権をうちたてていたということがその郡知行権を支えていたのである。

とくに宇和郡の場合、西園寺氏は国衙領のみならず宇和荘の領主でもあった。当荘は伊予の諸荘園中最大規模をもつ荘園であり、宇和郡中央部の広大な領域を占めていたと推測されている。²⁶ 西園寺氏は宇和郡内国衙領及び宇和荘を領有することによって、宇和郡内のほとんど

の地域に勢力を及ぼしていたであろう。他領としては、郡の南端、土佐国境に近い位置に、青蓮院領御荘が存在するくらいのものであった。

前述したように、西園寺氏が宇和郡守護として権限を行使した事例は全くみられない。『満濟准后日記』にみえる「羽和郡知行」⁽²⁷⁾は、むしろ領主権を基礎にしたものと考えられよう。『満濟准后日記』の記事とならんで、西園寺氏を分郡守護と捉える根拠として挙げられているのが、「此時より、代々西園寺家当郡主として子孫繁昌せり」⁽²⁸⁾「宇和旧記」という記述である。『宇和旧記』が近世に成立した編纂物であることからして、この中の記述をもとに分郡守護とみなすことは問題がある。しかもこの記述中にみえる「此時より」とは嘉禎二年よりの意であり、それは西園寺家が宇和郡地頭職を吸収・掌握した時点を指す。それゆえここにみえる「当郡主」とは分郡守護の意ではなく、郡地頭を指すことは明らかであろう。

さて永享四（一四三二）年、九州における大内氏と大友・少貳氏との抗争に際して、幕府は西園寺氏に軍事行動を求めた。以下、このときの軍事動員のあり方を少し詳しくみていくことにしたい。

永享四年正月十六日、大内方より幕府に対して、安芸・石見両国軍勢を合力させてくれるようにという申請が伝えられた。將軍から意見を求められた山名時滌は、両国がともに山名氏の分国であることから「両国勢に内々発向の用意をするよう申し遣わしませうか」と発言している⁽²⁸⁾。それから数日後の二十三日、將軍義持は次の条々を發した⁽²⁹⁾。

一 為大内合力安芸、石見、伊与三ヶ国軍勢不日発向事、於今者可宜歟、但管領、畠山、山名等意見可相尋之由、昨日被仰了、此条猶早々彼意見可相尋云々、

一 自畠山方状於遺菊池方可申遣子細事、先度畠山状二蹤雖出陣候、

不致楚忽之儀、可待申入御左右之由申遣了、雖然今度状二ハ、以前可待申御左右之由雖申遣候、於今ハ大友振舞舞既現行体也、仍早々可合力大内之由可申遣云々、

一 伊与国羽和郡内、青蓮院門跡領御庄者共并羽和西園寺等、為大内合力早々可進発由、自管領状於遣可申之由、青蓮院門跡⁽³⁰⁾、入道召寄可申付云々、

一 御台御邪氣猶不快、御祈事可然様可致料簡、内外典相計可申付云々、

以上、

このうち一〜三条が、大内合力の軍事動員に関わるものである。第一条では、大内合力のため安芸・石見両国だけでなく伊予も含め三カ国の軍勢を派遣することにはどうかと述べられ、この件については管領斯波・畠山・山名三氏に対し意見を出させるよう求められている。第二条は九州菊池氏に対する動員を畠山氏から行わせるべきこと。第三条では、伊予国宇和郡内の御庄氏及び西園寺氏に対する動員を、管領からの状をもってとりおこなうべきことが述べられている。

第一条について意見を求められた三氏のうち、山名時滌が三カ国軍勢の則時派遣を主張したのに対し、畠山及び管領は伊予国軍勢についてはひとまずこれを聞くべきことを主張し、後者の意見が採用された⁽³⁰⁾。けれども同じ伊予国でありながら、第三条に挙げられた宇和郡の御庄氏及び西園寺氏に対する動員は何ら問題とはなっておらず、將軍の命令通り管領方より動員が申しつけられている。

飯尾肥前守来、御使云云、伊与国西園寺方へ、管領内状可遣之由^(大内合力)先日被申、既被仰付管領哉、此状自何方可遣西園寺哉云々、予御返答、管領内状事則申付了、定書遣候哉云々、自管領方以飯尾美作守、伊与国青蓮院房官号御庄下方へ、内状両通書進候了、一通宰相

法眼房持、一通中納言法眼房持、青蓮院庁方へ可被遣之由申遣了、此状事、為大内合力近日可発向、先内々令用意、随御左右可進発云々、次伊予国羽和郡知行西園寺方へ管領内状、子細同前、此状同自青蓮院庁方、以御庄下向使者可下遣之由可申条可宜旨、飯尾肥前二申談、遣彼庁方了。

ここでは、西園寺氏に対し管領内状をどうやって遣わすべきかが問題となつてることがよみとれよう。青蓮院の房官であり、宇和郡の青蓮院領御庄に土着していた御庄氏の場合、管領内状は青蓮院庁より御庄に下向する使者の手を経て伝えられる。同じ宇和郡の西園寺氏に対しても、青蓮院庁の使者を介して同じルートで内状を遣わすこととされたのである。

以上、伊予国とかかわる範囲でこのときの軍事動員のあり方にふれてきたわけであるが、いくつかの特徴的な点を挙げるのができよう。まず、伊予国軍勢の動員と宇和郡西園寺氏・御庄氏の動員とが区別されていることである。ここでいう伊予国軍勢の動員とは、次の史料などから守護河野氏の指揮下によるものと判断される。

一河野民部大輔沙汰事被可停止、其故ハ当河野刑部少輔九州へ為合力可罷立処、民部大輔訟訴出来事在之ハ、定一国軍勢令怖畏、悉不罷立歎儀也。

これは前年の八月九日、大内氏が幕府に申し入れた条々の一部である。当時伊予国では、河野氏宗家の刑部大輔通久と予州家の民部大輔通元との間で紛争が生じていた。紛争の原因ははっきりしないが、永享二年には「国中錯乱」であつたと伝えられ、守護河野氏の内部争いが伊予国全体に深刻な影響を与えていたことが想像される。大内氏はこのときに臨んで、通元の訴訟を停止させるよう幕府に申し入れたのである。伊予国内を鎮静化することによって、通久統率下における「一

国軍勢」の九州渡海・大内合力を速やかに実現しようとはかつたのであつた。しかし前にみたように、翌年正月の大内氏から幕府への合力要請には安芸・石見両国軍勢のみ申請されており、伊予国軍勢は含まれていない。また幕府内部でも伊予国軍勢の動員はひとまず聞くこととされた。これは当時伊予国内の情勢が不安定で、河野通久の守護支配が動揺していたことを反映するものであろう。

伊予国軍勢の九州進発が確認されるのは、大内氏内部で刑部少輔持世と新介持盛との兄弟間対立が顕在化して以後である。こうして永享七年六月には、河野通久が豊後国姫嶽城の合戦にて戦死を遂げる結果を招くこととなる。

このように伊予一国の軍事動員が守護河野氏を媒介とする形をとつたのに対して、これと区別して行われた西園寺・御庄両氏の動員は、どう性格づけられることになるのであろうか。両氏に対する動員要請は、伊予一国の軍事動員が闇かれた場合にあつても、変更することなく執行されているのである。おそらくその背景には、両氏の支配する宇和郡が豊後水道をはさんで九州と対面していたという地理的事情も関係している。しかしそれにしてもやはり、当該時期における両氏の存在形態の特質から説明づけていく必要があると思われる。

前述してきたように、守護河野氏の軍事動員権は、細川氏が分郡守護権を握つた宇摩・新居両郡を除く伊予国全域に及ぶというたて前になつており、西園寺氏が分郡守護として郡内軍事動員権を幕府から公認されていた形跡は認めがたい。西園寺氏とならんで御庄氏が幕府からの動員要請の対象となつていることも、西園寺氏の分郡守護権の存在を疑わせるものである。

両氏に対する動員要請の形をみるかぎり、それが守護河野氏を媒介としないで行われたという点において、両氏の守護公権からの独立性

を指摘することができよう。しかし同じ時に行われた安芸国勢の動員の際、同じく守護の成敗に応じない者であった安芸武田氏及び小早川氏に対する軍事動員とも少しく違いがあるように思われる。武田・小早川両氏の場合は、守護催促のみでは応じないであろうとみた幕府が、將軍側近の赤松播磨守と奉行飯尾肥前守の状をそれぞれ遣わして動員を行っている。³⁶これに対し西園寺・御庄両氏の場合、御庄氏を配下に置く青蓮院門跡を媒介として動員要請が伝えられている。管領内状は青蓮院庁から御庄に下向する使者の手を経て伝達されたのである。

西園寺・御庄両氏に対する動員要請は、守護・分郡守護・奉公衆といった幕府直属武士を通じてなされたのではなく、青蓮院庁―御庄氏という荘園制的伝達系路に依存して行われていた。おそらく幕府の前であつて西園寺氏と御庄氏が置かれていた地位は、大差のないものであつたらう。幕府は西園寺氏に命令を伝達すべき固有のルートをもつていなかったのである。

永享四年の軍事動員のあり方をめぐって、長々と述べてきた。西園寺氏の「羽和郡知行」なるものの実態は、幕府―守護という系列の中に公認されて位置づけられるものではなく、むしろ御庄氏などと同様領主権に基礎づけられたものであつたと結論される。今谷明氏のいうように、「単なる私領主の守護不入権と分郡守護の権限を混同すべきではなからう」。³⁷西園寺氏の宇和郡知行権を、細川氏などと同質の守護権限の分割とみなすことはできないのである。

三、分郡知行権の歴史的 성격

前章まで述べてきたように、伊予国における細川・宇都宮・西園寺の三氏の支配権は分郡守護権として一括して捉えられる傾向にあるが、前者と後二者との間にはかなり質的な差異があるように思われる。細

川氏の分郡知行権が守護権の分割を幕府から公認されたものという色彩が強いのに対し、宇都宮氏や西園寺氏の場合、中世前期以来の伝統的な領主権の存在が大きい。とくに両氏が郡地頭制を継承する面をもつていたことは注意しておいてよからう。

石母田正氏は、郡地頭を一國地頭職と庄郷地頭職との中間的地位に属するものと位置づけている。³⁸郡地頭は「単純な私領主的・庄官的な庄郷地頭とは異つた機能と成立過程」をもつており、「国衙支配の一部としての郡家の機能を継承」していた。そして荘園制の未発達な後進地方ほど、郡地頭は多く存在していたのである。

田中稔氏も「郡地頭職は郡司職の継承」であり、「郡家の持つ収納組織その他の国衙支配機構の一部を掌握するもの」と捉える。³⁹さらに氏は、郡地頭と庄郷地頭との得分の多寡を比較して、前者が権能のみならず所領規模においても優越していたと述べるのである。宇都宮・西園寺両氏にあっては、このような中世前期の郡地頭制の展開が、中世後期における分郡知行権の前提になつていたと考えられる。

中世後期の分郡知行権は、佐藤進一氏の研究以来、守護職の分割―分郡守護と捉えられてきている。これは分郡知行制が多くの場合守護制度研究からアプローチされてきたことによる。そして分郡守護の設置は、専ら守護の相互牽制をはかる巧妙な幕府政策として捉えられる傾向が強い。しかしこれまでみてきた伊予国の宇都宮氏や西園寺氏の事例から考えて、中世前期以来の伝統的な領主支配権を基礎とした分郡知行権形成のコースを考えていく必要がある。以下、今度は安芸国に目を転じて考察を加えていくことにしたい。

今谷明氏は、安芸国がおよそ応永の乱以降「大きく三分割され、中央部の安南・山県・佐東の三郡が武田氏の分郡に、東寄りの東西条（賀茂・沼田両郡）と日高・蒲刈・椋橋の各島嶼が大内氏の分郡に、自

余の諸郡が正守護山名氏の管轄であった」ことを指摘している。⁹⁴⁾

まず武田氏であるが、武田氏が佐東郡を中心にして安南・山県郡などいくつかの「分郡」を支配し、「郡主」と呼ばれていたことは間違いない。⁹⁵⁾永享二(一四三〇)年には、安南・佐東・山県三郡の造外宮料役夫工米の究済を幕府から命じられるなど、安芸国守護山名氏から自立した存在であった。⁹⁶⁾また永享年間の九州の戦乱に際して、武田氏が守護の成敗に応じないものとして幕府から直接軍事動員を命じられていたことは既に述べた。

岸田裕之氏は、反守護側として行動してきた武田氏が応永十一(一四〇四)年の安芸国国人一揆勃発の際には加わらなかったため、幕府・守護側への帰服に対する「褒賞の意味をもつ幕府政策の一つのあらわれ」として分郡主に位置づけられたとみている。⁹⁷⁾そしてそれは安芸国への進出をはかる大内氏との対抗上、その「最前線における防波堤としての役割を期待したもの」であったとするのである。⁹⁸⁾

これに対し田島由紀美氏は、幕府側の働きかけによつてのみ分郡の成立を考える見方を批判し、「武田氏の領主制の展開こそが、分郡成立の第一の要因」であったと述べている。⁹⁹⁾たしかに武田氏の分郡支配が単なる幕府政策に帰すべきものでなかったことは、次の史料からもうかがえよう。

厳島神主安芸守親胤代与武田伊豆入道乗光代相論安芸国佐東郡内己斐、今武、定順、利松、坪井、古河、堀立、吉次等村々并諸免田以下事、於當郡者拝領之間、不可各別之由、乗光雖申之、嚴島社領之段、先々施行之上、庄内尚以有各別給人之条傍例也、況於郡内哉、所詮不日停止乗光押領、可被沙汰付親胤之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永四年七月廿五日

(新波義孝)
沙弥(花押)

(新波義孝)
右兵衛佐殿

厳島神主家と武田氏との間で佐東郡内所々の帰趨が争われているのであるが、「於當郡者拝領」と記されるように、既に武田氏が佐東郡拝領を主張していることが注意されよう。しかもこれは単なる押領の口実ではない。幕府は武田氏の当郡拝領ということ認めた上で、郡内の厳島社領を神主家に打ち渡すよう安芸国守護渋川氏に命じているのであって、武田氏の佐東郡知行自体を否定するものではない。武田氏の分郡知行権は、岸田氏のいうような応永十一年の安芸国国人一揆不参加に対する幕府の褒賞政策により成立したものではなく、既にそれ以前、応永四年段階には成立していたのである。

ここにみられる佐東郡知行権の性格は、どのように捉えられるべきものであろうか。「庄内尚以有格別給人之条傍例也、況於郡内哉」とあるように、「郡内」は「庄内」と同様、その内部に別の給人知行地を含みこむものであった。一郡全体に対する一円的・排他的な領有権を意味するものではないのである。

郡知行権が庄園の知行権と共通性をもつものと認識されていることからすれば、それは郡を単位とする一種の上級領主権と捉えることが可能であろう。武田氏はそれを楨杆に厳島社領など下位の領主権を否定し、一円的な郡支配権を構築しようとしていたのである。武田氏と厳島社との領主権をめぐる争いが、幕府―守護のルートにより解決はかられていることからみても、郡知行権は幕府―守護の前において私領的側面を有していたことがわかる。一國守護職を郡単位に分割した分郡守護という規定はここではふさわしくない。

但し、「況於郡内哉」という記述に注目すれば、郡知行権は一般の領主的支配権と異なり、単なる私領とはみなしがたい側面をもちていたことが予想される。ちょうど石母田氏が郡地頭職について指摘し

たような中間的な性格が想定できるように思われる。武田氏と当郡とのかかわりを系譜的に辿っていくと、宇都宮氏や西園寺氏と同様、中世前期の郡地頭職につきあたる。

中世前期の武田氏は、安芸国守護として国内に勢力を伸張させていたが、とくに国衙機構の掌握と国衙周辺地域に存在する守護領の継承が大きな意味をもっていたとされる。⁽⁴⁸⁾ 佐東・安南両郡の郡地頭職や安南郡原郷の地頭職を守護領として保持しており、近隣国衙領に対しても影響を強めていたのである。

このような佐東・安南両郡における武田氏の勢力は中世後期になっても容易に衰えず、武田氏が守護職を失った南北朝後期以降、かえって武田氏による国衙領や厳島社領への押領がめだつてあらわれてくるようになる。

東寺雑掌申安芸国衙職内入野郷南北 佐西郡 (佐東郡) 杣村等事、重申状具書如此、入野郷南方者平賀尾張守、同北方者同出羽入道、佐西郡者嚴鳴掃部頭、杣村者武田遠江守押領云々、甚無謂、不日松田勘解由左衛門尉相共止彼等妨、沙汰付雑掌、可執進請取、將又佐西郡 杣村段銭切留事、任先例可致沙汰之由、被仰之處、猶以難波云々、所詮重致催促、可被沙汰渡雑掌、更不可有緩怠儀之状、依仰執達如件、

至徳四年七月廿一日

左衛門佐(花押)

小早河美作前司殿⁽⁴⁹⁾

この史料には武田氏による佐東郡杣村の押領がみえているが、このほかにも同郡東原郷・緑井郷・八木村や安南郡内の新勅旨田・温科村など、いずれも国衙領が武田氏やその被官たちの手によって押領をうけていたことが知られる。⁽⁵⁰⁾ 前に述べた当郡押領と号して厳島社領を否定し佐東郡の一円的支配を図る動きも、武田氏のこのような動向の中で顕在化したのである。

なお前掲史料からは、武田氏ばかりでなく平賀氏や厳島神主家によっても国衙領が蚕食されつつあったことがよみとれる。佐西郡は厳島神主家により押領されていたという。当郡も佐東郡や安南郡などと同様、中世前期以来国衙領であったことが確認できるが、⁽⁵¹⁾ この時期以降厳島神主家による一郡神領化という事態を迎えるのである。

以上述べてきたことから考えて、安芸国における武田氏の分郡知行権や厳島社家による一郡神領化は、中世前期の郡地頭職などを手がかりとする国衙領の支配権掌握に基づいたものだったのではないだろうか。武田氏はこれ以後、「吉田郡祢村内国衙分十名」を熊谷氏に預け置いたり、⁽⁵²⁾ 「山県郡河戸村国衙分」を吉川氏に預け置いたりするなど、国衙領を軸にその支配権を拡大していくのである。

次に同じ安芸国におけるもう一つの分郡主大内氏の場合であるが、十四世紀末に周防国守護大内氏が安芸国東西条の領有を認められて以来、東西条は代々大内氏の分郡となっていたことが知られている。⁽⁵⁴⁾ 当所には東西条代官が設けられ、大内氏分国内の諸郡に准じた扱いがなされていた。⁽⁵⁵⁾ 今谷明氏は、必ずしも郡界によらない地域分割の例として、大内氏の支配した安芸国東西条及び日高蒲刈両島のほか、山城国西岡・摂津国多田院領などを挙げている。⁽⁵⁶⁾

この東西条地域では、中世前期にさかのぼるような大内氏の伝統的支配権を想定することはできないから、伊予国喜多郡の宇都宮氏、同国宇和郡の西園寺氏、安芸国佐東・安南郡の武田氏など同一視するわけにはいかない。しかし東西条もまた、もとは国衙領であったといふ点は注目されよう。⁽⁵⁷⁾

大内氏は応安元(一三六八)年、幕府使節として安芸国衙領の押領停止を命じられて以来、安芸国衙領に強く介入しはじめた。⁽⁵⁸⁾ 永和五(一三七九)年には、安芸国衙領内に自身の押領分があり、それを軍勢等

に預け置いていたことを述べている。⁽⁶⁵⁾大内氏の東西条支配は、このような過程で築きあげられていったものではないだろうか。十四世紀末に分郡に准じて公認された大内氏の東西条支配権は、既成事実として進行していた国衙領支配権を基礎的前提としたと考えることができよう。

さて伊予及び安芸の分郡知行権についてこれまで述べてきたわけであるが、このような制度は歴史的にどのような性格づけることができるだろうか。畿内近国を中心に中世後期の守護制度を論じた谷本明氏は、分郡の設定を専ら守護権力の制肘をはかる幕府政策として把握している。⁽⁶⁶⁾これは安芸武田氏の分郡を論じた岸田裕之氏についても同様であろう。⁽⁶⁷⁾

しかし本稿で考察してきた事例は、そのような観点のみでは捉えきれないように思われる。伊予及び安芸の分郡知行制は、中世前期以来つちかわれてきた郡地頭制などを中心とする国衙領支配権に基礎づけられたものであった。このような特質は、畿内近国等とは異なる当該地域の歴史的條件によるものとも考えられよう。

今谷氏によれば、「中世初期の畿内近国では、播磨・大和を除き、おおむね国衙機構は守護に接収される過程で比較的早期に形骸化⁽⁶⁸⁾し、郡司もまた早くに消滅をむかえる⁽⁶⁹⁾。これに対し遠隔地九州などでは、中世前期の守護所構成員中に多数の在庁官人が見出され、郡司職を兼帯する者も多かった⁽⁷⁰⁾という。畿内近国と九州との中間地域に属する伊予や安芸などでは、郡司職そのものではないものの、その機能を継承した郡地頭制が根強い力をもちつづけ、それが中世後期の分郡知行制にまで尾をひいていくのではないだろうか。中世後期の地域権力秩序は決して守護権力にのみ一元化していくのではなく、郡を単位とする分郡知行権もまた、一円的・自律的な様相を強めていったのである。

最後に中世後期における知行のあり方について、少しふれておきたい。応永元（一三九四）年、伊予国守護河野通能は、「通能はいりやう伊予国守護職ならひに本領・当知行地」を舍弟六郎通之に譲与した。一国守護職と「本領・当知行地」とがともに知行の客体として同質化しつつあったことがわかるが、ここにみられる組みあわせは中世後期守護家の知行のあり方として一般的なものである。例えば次の史料にある通り、永享五（一四三三）年八月、山名持豊は将軍家から二通の御判御教書を拝領している。

今日山名金吾入道一跡與奪子息彈正少弼持豊事内々被仰出旨在之、山名祝着畏入由申入、仍當持豊身御判二通拝領、一通国^(但馬・備後)安芸伊賀四ヶ国守護職、一通新本知行所々事⁽⁶⁵⁾。

持豊が将軍家から拝領したのは、安芸国など国の守護職と「新本知行所々」であった。前者についてはいえば、中世後期には「面々大名知行分国政道事」などと記されるように、一国守護職の掌握は、「分国」を知行する、と表現された。また後者の知行は、当時、「安芸国地頭御家人以下当知行新本所領」などの表現がみられることからすれば、一般の地頭御家人のものと同質とみてよいであろう。

このような「分国」知行と「新本当知行」という二段階の知行系列に対して、分郡知行権はどこに位置づけられることになるのであろうか。

御判

周防長門豊前筑前四ヶ国守護職、石見国仁⁽⁷¹⁾郡安芸国東西條井本新当知行之地所々等之事、大内左京大夫政弘領掌不可有相違之状如件、
文明九年十月三日⁽⁶⁸⁾。

この史料は、周防国以下の守護大内氏に対して、三種の知行を安堵した将軍家御判御教書である。第一は国を単位とする守護職であり、

『満濟准后日記』に「大内此間分国、豊前国筑前国以下」と記されているような「分国」の知行権である。第二は、石見国仁摩郡及び安芸国東西条の分郡知行権である。そして第三が一般地頭御家人の所領と同質の「本新当知行之地所々」であった。

永享年間、大内氏が北九州の支配権をめぐる大友・少弐氏と激しく争っていたとき、幕府の重臣山名時暲は大友氏が「大内分国分領等」に対し煩をなすことを厳禁するよう申し述べている⁽⁷⁰⁾。また、もし大友氏が「他人知行分国分領不可相綺之由」を申し出るならば赦免してやろうとも述べている⁽⁷¹⁾。ここで争われていたのは北九州における「分国分領」の知行権だったのである。もつと具体的にいえば、「大内此間分国、豊前国筑前国以下」の知行権や「筑前国内大友譜代知行来所々」⁽⁷²⁾などであった。これは前掲史料における第一及び第三の知行権に相当するにちがいない。

これに対し分郡知行権は、分国及び分領の中間にあつて、そのいずれとも区別されるものである。安芸武田氏の分郡支配について前述したように、分郡知行権は一種の上級領主権という性格が強い。それゆえに分国と異なり守護職補任という形をとることが少ない。また安芸国東西条のように、郡の枠組によらない知行権さえ含まれることになるのである。しかし同時に、それが国政上に位置づけられ様々な権限を付与されるとき、一般領主権とは異なる行政職的機能を果たすことになる。一国守護権と一般領主権との中間的な位置づけを与えられるべきであろう。

「職」秩序が形骸化しつつある中世後期においては、国・郡・領の支配権がすべて「知行」として次第に同質化しつつあった。そして「分国」・「分郡」・「分領」が相互に衝突しあいながらそれぞれ自立化しつつあったと捉えられよう。十五世紀中頃を転機として中世国家の全国

的統合機能が失墜したとき、地域社会ではそれぞれのレベルでの権力秩序維持・確立の模索が本格化する。戦国期権力の形成は、「分国」・「分郡」・「分領」を歴史的に継承しつつ展開していくことになるのである。

おわりに

はなはだ粗雑で新味のない議論を展開してきたのではないかと危惧されるが、本稿で意図したのは中世後期の分郡知行制を専ら幕府政策や守護制度から論じる傾向に対する懐疑と捉え直しである。

もちろん中世後期の地域社会において、守護権力の果たす役割は極めて大きい。一国守護職保持者に地域統合の役割を担わせ、彼らを守護在京制などを通じ中央につなぎとめることによって、室町幕府―守護体制と呼ばれる武家の権力秩序が成りたつていたのである。中央権力が一国守護を媒介として地域社会を従属せしめるという構造こそ、当該期における支配の根幹であった⁽⁷⁴⁾。それゆえいくら郡を単位とする守護権の地域分割の事例が多く検出されようとも、今谷氏のように「室町幕府の守護職は、国単位というよりは郡を基準に配置されていた」⁽⁷⁵⁾とするのは問題があろう。室町幕府―守護体制下にあつては、原則としてあくまで一国を単位とする守護職保持者こそ地域統合の主体と位置づけられていたのである。

けれどもそれは、現実には守護権力が地域社会における一元的な統合主体であったことを意味するものではない。現実には多様なレベル、多様な形態において、地域的権力秩序が存在していたのである。とくに本稿で論じた伊予や安芸などの場合、郡地頭制などの形で存在していた中世前期の国衙領支配権が、中世後期における分郡知行権として継承され、一層自立的な様相を強めていった。中世後期には国衙機構

は守護権力の中に接収されて形骸化してしまっていたと一般に言われているが、国衙の支配権がすべて中世後期の守護の手に帰着したとは限らない。伊予の宇都宮氏や西園寺氏、安芸の武田氏などは、郡単位の国衙領支配権を基礎に自立した分郡知行権を確立させていったのである。

地域統合の役割を期待された一国守護の場合にあっても、専ら幕府による統治策として新たにうえつけられていく場合と、伝統的な力をもつ地方武士が登用される場合とがあることは周知の事実であろう。

伊予の河野氏や周防の大内氏などは後者の典型例である。彼らが加賀富樫氏なども含めて、いずれも国衙支配権を基礎にしていたことは重要である。分郡知行制もまた一国守護制と同じことが言える。畿内近国の分郡支配権が、専ら幕府により政策的に配置されたものであったのに対し、本稿で扱った伊予や安芸など中間地帯においては、在地状況に強く規定されながら分郡知行権が成立してくる。そしてやはり後者の場合、郡地頭制などを中心とする国衙領支配権を権力的基礎としていたのである。

分郡知行制の確立がこのような多様な形で展開するものである以上、それをすべて分郡守護、すなわち守護職の分割と捉えるのは問題がある。守護職とは一般に一国あるいは半国など国単位の知行権を指して用いられるものであり、郡単位の知行権が守護職と呼称されることは少ない。分郡知行権者は守護権を肩代わりすることはありえても、守護職そのものに補任されたわけではあるまい。分郡知行権の中には、安芸武田氏の場合で論じたように上級領主権という性格が強い事例もみうけられ、一国守護職と一般領主権との中間的な位置づけを与えるべきではないだろうか。それゆえ安芸国東西条のように、郡の枠組によらない場合さえ含まれることになるのである。

分郡知行制のすべてを分郡守護制の如く守護職にひきつけて把握するのは、中世後期に多様なレベルで進行しつつあった地域的権力秩序形成の意義を見失い、すべて幕府—守護制度の枠内におしこめてしまうことになる。分郡支配の本質は守護権にあるのではなく、郡を単位とする知行権というところに見出されるべきだと考えるものである。

注

- (1) 黒田俊雄「中世における地域と国家と国王」(『歴史科学』一〇九、一九八七年)参照。
- (2) 今谷明「鎌倉・室町幕府と国郡の機構」(『日本の社会史3』、岩波書店、一九八七年)参照。
- (3) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究(上)」(東京大学出版会、一九六七年)、小川信「足利一門守護発展史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)、今谷明「守護領国支配機構の研究」(法政大学出版局、一九八六年)。
- (4) 今谷前掲注(2)論文。
- (5) 今谷明「守護領国制下に於る国郡支配について」(『千葉史学』創刊号、一九八二年、のち今谷「室町幕府解体過程の研究」に収録)。
- (6) 「河野文書」明徳四年四月十一日付足利義満御判御教書写(『愛媛県史資料編 古代中世』一〇七八号、以下「県史資料」一〇七八と略記する)。
- (7) 「松雲公採集遺編類纂」建武三年六月十四日付足利直義御判御教書(『県史資料』五九六)。
- (8) 「河野文書」康暦二年八月六日付足利義満御判御教書写(『県史資料』一〇二七)。
- (9) 「大通寺文書」応永六年十一月十三日付室町幕府管領施行状(『県史資料』一一二〇)。
- (10) 「細川文書」応永七年八月二十四日付室町幕府御教書(『県史資料』一一二五)。
- (11) 小川前掲注(3)書三三二・三三三頁。

- (12) 「予陽河野家譜」所収文書「永徳元年十一月廿日付細川頼元書状」（『県史資料』一〇三七）。
- (13) 「細川文書」応永十二年十月廿九日付足利義満御教書写（『県史資料』一五二）。
- (14) 「細川文書」応永十四年十二月九日付足利義満御教書（『県史資料』一六一）。
- (15) 「西禅寺文書」観応三年六月廿三日付蓮智置文（『県史資料』七九八）。
- (16) 「尊経閣文庫所蔵文書」文和三年二月二日付足利尊氏御判御教書（『県史資料』八一三）。
- (17) 高野由美「南北朝後期における荘園領主検断と守護権力」（『日本史研究』二七〇、一九八五年）。
- (18) 「忽那家文書」元弘三年三月廿八日付忽那重清軍忠状（『県史資料』五四三）。
- (19) 従来西園寺家の宇和荘領有を嘉禎二（一二三六）年以降とする説があったが、最近石野弥栄氏はこれを否定して貞応二（一二三三）年以前とする新説をうちだしている（石野「西園寺氏の伊予下向土着の前提について」西園寺氏の勢力基盤」、『伊豫史談』二六七、一九八七年）。
- (20) 奥野高広「戦国大名」（『塙書房』一九六〇年）。
- (21) 近藤孝純「宇和本郡の郷と荘についての素描（一）（七）」（『伊豫史談』二七一～二八二）。
- (22) 『愛媛県史』古代Ⅱ・中世 第二編第三章第二節「守護と国人」。
- (23) 「小鹿島文書」嘉禎四年十月廿（八日カ）付橋公業讓状案（『県史資料』一四九）。
- (24) 石野前掲注（19）論文。
- (25) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」（『竹内理三博士「荘園制と武家社会」、吉川弘文館、一九六九年）。
- (26) 石野前掲注（19）論文。
- (27) 『満濟准后日記』（以下『満濟』と略す）永享四年正月十六日条。
- (28) 『満濟』永享四年正月十八日条。
- (29) 『満濟』永享四年正月廿三日条。
- (30) 『満濟』永享四年正月廿三日条。
- (31) 『満濟』永享四年正月廿六日条。
- (32) 『満濟』永享三年八月九日条。
- (33) 石野弥栄氏は、両者の紛争が伊予国支配、ひいては河野氏家督をめぐるものであったと推測している（石野「守護大名河野氏と応仁の乱」、『国史学』九五、一九七五年）。
- (34) 「大徳寺文書」永享四年十二月日付大徳寺雜掌申状案（『県史資料』一三三四）。
- (35) 『満濟』永享四年四月廿六日条。同十月十日条。
- (36) 『満濟』永享四年正月廿三日条。
- (37) 今谷前掲注（3）書二六一頁。
- (38) 石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立」（石母田・佐藤編『中世の法と国家』、東京大学出版会、一九六〇年）。
- (39) 田中前掲注（25）論文。
- (40) 佐藤前掲注（3）書。
- (41) 今谷前掲注（2）論文。
- (42) 「吉川家文書」二四九・二五〇（『大日本古文書 家わけ第九』）。
- (43) 「御前落居奉書」永享二年閏十一月廿七日付將軍足利義教袖判奉行入連署奉書（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』五九六頁、以下『広Ⅴ』五九六と略記する）。
- (44) 岸田裕之「安芸国人一揆の形成とその崩壊」（『史学研究』一四〇、一九七八年、のち岸田『大名領国の構成的展開』に収録）。
- (45) 岸田裕之「芸石国人領主連合の展開」（岸田前掲書、一九八三年）。
- (46) 田島由紀美「分郡成立史論——安芸武田氏を事例として——」（『駒沢大学史学論集』一六、一九八六年）。
- (47) 「御判物帖」六〇、応永四年七月廿五日付室町幕府御教書（『広Ⅲ』三七）。
- (48) 『広島県史 中世』（一九八四年）、三二五頁。
- (49) 「東寺百合文書」オ一一二五、至徳四年七月廿一日付室町幕府御教書（『広Ⅴ』九〇四）。
- (50) 「東寺百合文書」マ一一二〇、康応元年十一月廿五日付室町幕府御教書（『広Ⅴ』九〇六）。
- (51) 『広島県史 中世』七三頁。
- (52) 「吉川家文書」二七九・二八〇・二八一。
- (53) 「熊谷家文書」一一〇（『大日本古文書 家わけ第十四』）。

- (54) 松岡久人「大内氏の安芸国支配」(『広島大学文学部紀要』二五―一、一九六五年)。
- (55) 例えば大内氏の氏寺である興隆寺の二月会において、分国内諸郡が脇頭・三頭に指定されて役銭を負担することになっていたが、西条も諸郡の一つに位置づけられている(『興隆寺文書』宝徳二年二月十三日付興隆寺二月会脇頭三頭役次第注文、『広V』一二三三)。
- (56) 今谷前掲注(5)論文。
- (57) 『広島県史 中世』七七頁。
- (58) 『東寺百合文書』ナ一一四、応安元年十月七日付室町幕府御教書案(『広V』八九七)。
- (59) 「白河本東寺百合文書」五八、永和五年四月廿日付大内弘世書状案(『広V』五七七)。
- (60) 今谷前掲注(3)書。
- (61) 岸田前掲注(44)(45)論文。
- (62) 今谷前掲注(2)論文。
- (63) 田中健二「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察―守護所と国衙在庁を中心にして(上)(下)」(『九州史学』六五・六七、一九七九年)。
- (64) 「長州河野文書」応永元年十一月十日付河野通能讓状(『県史資料』二〇八四)。
- (65) 『満濟』永享五年八月九日条。
- (66) 『満濟』永享三年六月十二日条。
- (67) 「福原文書」応永十一年六月廿六日付室町幕府御教書案(『広V』一九五)。
- (68) 「黒岡帯刀氏旧藏文書」文明九年十月三日付足利義尚御判御教書写(『広V』六一八)。
- (69) 『満濟』永享三年十月二日条。
- (70) 『満濟』永享三年九月廿六日条。
- (71) 『満濟』永享四年二月十二日条。
- (72) 『満濟』永享三年十月二日条。
- (73) 『満濟』永享三年八月廿二日条。
- (74) 但し一五世紀中頃までの守護権力においては、あくまで幕府―守護体制という全国的武家権力秩序に依拠し、その一環に連なることによつてはじめて

分国支配が実現したという側面が強い。守護権力を頂点とする一元的な地域的権力秩序が確立してくるのは、むしろそれ以後であったと考えている(今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」、『日本史研究』二七八、一九八五年)。

(75) 今谷前掲注(2)論文。

(付記) 本稿は、一九八七年度科学研究費・奨励研究(A)の成果の一部である。(昭和六十二年十月十二日 受理)